

＜資料 1＞

本県における小児地域医療センター及び 小児中核病院の決定について

〔事務局〕

神奈川県健康医療局保健医療部医療整備・人材課

令和 7 年 2 月 20 日（木）

1 本日もご意見いただきたいこと

- 県事務局にて選定した医療機関を本県における「小児地域医療センター」及び「小児中核病院」として位置付けてよいか。

2 これまでの経緯

- ① 令和5年度 第3回神奈川県小児医療協議会（令和6年2月）にて、県内の小児医療体制の充実強化の観点から、本県においても「小児地域医療センター」及び「小児中核病院」を新たに位置付けることについて、賛同いただく。

- ② 令和6年度 第1回神奈川県小児医療協議会（令和6年8月）を書面にて開催し、次の事項について審議いただいた。

- 県内の小児医療体制の充実強化の観点から、本県においても、「小児地域医療センター」及び「小児中核病院」を新たに位置付けることとしてよいか。
- 選定にあたっては、日本小児科学会から、推薦をいただくこととしてよいか。
- 今後、次の手順で、手続きを進めることとしてよいか。
 - (1) 県事務局から「日本小児科学会神奈川県地方会」へ推薦病院の案を提示
 - (2) 日本小児科学会神奈川県地方会から(1)の各病院へ位置付けに関する意向確認
 - (3) 各病院の意向に基づき、日本小児科学会神奈川県地方会から県に推薦をいただき、その内容をもって、次回の小児医療協議会で「小児地域医療センター」及び「小児中核病院」を決定（令和7年2月頃を予定）

2 これまでの経緯

③ 書面審議の結果、次の手順で、手続きを進めることに。

- (1) 県事務局から「日本小児科学会神奈川県地方会」及び「神奈川小児科医会」へ県事務局案を提示
- (2) 地方会から(1)の各病院に対して位置付けに関する意向確認を実施
- (3) 神奈川小児科医会から郡市小児科医会に対して県事務局案について意見照会を実施
- (4) 病院への意向確認及び郡市小児科医会からの意見を踏まえ、次回の協議会で決定

④ 「日本小児科学会神奈川県地方会」及び「神奈川小児科医会」へ県事務局案を提示
(意向確認及び意見照会を依頼)

⑤ 「日本小児科学会神奈川県地方会」及び「神奈川小児科医会」からの回答を踏まえ、
県事務局の最終案を作成

3 県事務局案について

病院の選定にあたっては…

日本小児科学会が整理する

『地域小児科センター』 『中核病院小児科』 本県36施設（地域:30＋中核:6）

2次

3次

そのままスライドするかたちで、**県事務局案**を作成

厚生労働省が指針で定める

『小児地域医療センター』 『小児中核病院』 本県0施設（現在）

⇒ なお、厚生労働省が指針で定めている「小児地域医療センター」及び「小児中核病院」については、明確な指定基準や設置要件などは設けられておらず、あくまで小児の医療体制に求められる医療機能として示されている。（次ページ参照）

参考：国の指針について

小児医療の体制構築に係る指針（令和5年3月31日付通知（令和5年6月29日一部改正））より抜粋※

◆目指すべき方向

当面、日本小児科学会が示している「我が国の小児医療提供体制の構想」及び「中核病院小児科・地域小児科センター登録事業」を参考に、全ての小児医療圏で小児救急医療を含めて常時小児の診療ができる体制を確保すること。

◆各医療機能と連携

前記「目指すべき方向」を踏まえ、小児の医療体制に求められる医療機能を下記に示す。

(1)地域において、急病時の対応等について健康相談・支援を実施する機能【相談支援等】

(2)地域において、日常的な小児医療を実施する機能【一般小児医療】【初期小児救急】

(3)小児医療圏において中心的に小児医療を実施する機能＜小児地域医療センター＞

(4)三次医療圏において中核的な小児医療を実施する機能＜小児中核病院＞

(5)小児医療過疎地域の一般小児医療を担う機能＜小児地域支援病院＞

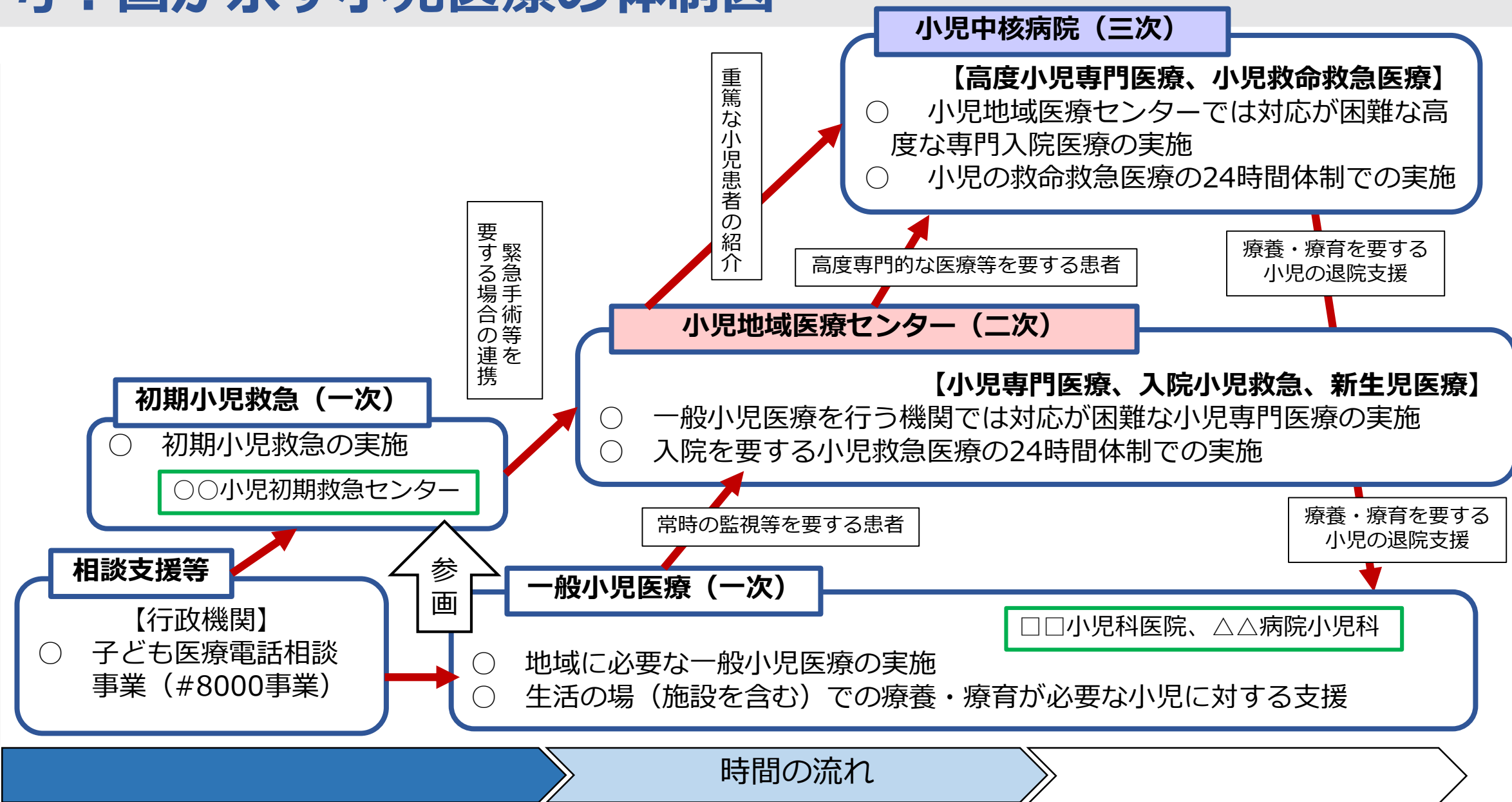


(4)又は(3)がない小児医療圏において、最大の病院小児科であり、(4)又は(3)からアクセス不良（車で1時間以上）であるものと定義されており、**本県は該当なし**

小児地域医療センター、小児中核病院といった各種機能の明確化に伴い、小児医療圏の再考の余地についても考慮する必要があるか検討する

参考：国が示す小児医療の体制図

医療機能
〔重症度〕



参考：小児の医療体制に求められる医療機能 ①（国の指針より）

小児（二次）医療圏において中心的に小児医療を実施する機能【小児地域医療センター】 （日本小児科学会の「地域小児科センター」に相当するもの）

① 小児専門医療を担う機能【小児専門医療】

ア 目標

- ・ 一般小児医療を担う医療機関では対応が困難な患者に対する小児専門医療を実施すること

イ 医療機関に求められる事項

- ・ 高度の診断・検査・治療や勤務医の専門性に応じた専門医療を実施すること
- ・ 一般小児医療を担う医療機関では対応が困難な患者や常時監視・治療の必要な患者等に対する入院診療を実施すること
- ・ 小児科を標榜する診療所や一般病院等の地域における医療機関と、小児医療の連携体制を形成することにより、地域で求められる小児医療を全体として実施すること
- ・ より高度専門的な対応について、高次機能病院と連携していること
- ・ 療養・療育支援を担う施設との連携や、在宅医療を支援していること
- ・ 家族等に対する精神的サポート等の支援を実施すること

ウ 医療機関の例

- ・ 地域小児科センター
- ・ 連携強化病院

② 入院を要する救急医療を担う機能【入院小児救急】

ア 目標

- ・ 入院を要する小児救急医療を24時間体制で実施すること

イ 医療機関に求められる事項

- ・ 小児科医師や看護師などの人員体制を含めて、入院を要する小児救急医療を24時間365日体制で実施可能であること
- ・ 小児科を標榜する診療所や一般病院等の地域における医療機関と連携し、地域で求められる入院を要する小児救急医療を担うこと
- ・ より高度専門的な対応について、高次機能病院と連携していること
- ・ 療養・療育支援を担う施設と連携、医療的ケア児や慢性疾患児の急変等に対応すること
- ・ 家族等に対する精神的サポート等の支援を実施すること

ウ 医療機関の例

- ・ 地域小児科センター
- ・ 連携強化病院
- ・ 小児救急医療拠点病院
- ・ 輪番制・共同利用に参加している病院

参考：小児の医療体制に求められる医療機能 ②（国の指針より）

三次医療圏において中核的な小児医療を実施する機能【小児中核病院】 （日本小児科学会の「中核病院小児科」に相当するもの）

① 高度な小児専門医療を担う機能【高度小児専門医療】

ア 目標

- ・ 小児地域医療センター等では対応が困難な患者に対する高度な小児専門入院医療を実施すること
- ・ 当該地域における医療従事者への教育や研究を実施すること

イ 医療機関に求められる事項

- ・ 広域の小児中核病院や小児地域医療センター等との連携により、高度専門的な診断・検査・治療を実施し、医療人材の育成・交流などを含めて地域医療に貢献すること
- ・ 療養・療育支援を担う施設と連携していること
- ・ 家族等に対する精神的サポート等の支援を実施すること

ウ 医療機関の例

- ・ 中核病院小児科
- ・ 大学病院（本院）
- ・ 小児専門病院

② 小児の救命救急医療を担う機能【小児救命救急医療】

ア 目標

- ・ 小児の救命救急医療を24時間体制で実施すること

イ 医療機関に求められる事項

- ・ 小児地域医療センターからの紹介患者や重症外傷を含めた救命搬送による患者を中心として、重篤な小児患者に対する救命医療を24時間365日体制で実施すること
- ・ 小児の集中治療を専門的に実施できる診療体制（小児専門施設であればPICUを運営することが望ましい。）を構築することが望ましい。
- ・ 療養・療育支援を担う施設と連携し、医療的ケア児や慢性疾患児の急変等に対し救命医療を実施すること
- ・ 家族等に対する精神的サポート等の支援を実施すること

ウ 医療機関の例

- ・ 救命救急センター
- ・ 小児救命救急センター
- ・ 小児救命医療拠点病院のうち救命救急医療を提供するもの

※「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（令和5年6月29日付け医政地発0629第3号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）の別紙「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」より抜粋

4 「小児地域医療センター」「小児中核病院」【事務局案】

【横浜地域】

現行の小児医療圏	小児コロナブロック	中核	地域	医療機関名
横浜北部	横浜北部	★	●	昭和大学横浜市北部病院
			●	昭和大学藤が丘病院
			●	横浜労災病院
横浜西部	横浜南部		●	済生会横浜市東部病院
			●	横浜市立市民病院
			●	聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院
横浜南部		★	●	けいゆう病院
		★	●	横浜医療センター
		★	●	県立こども医療センター
			●	横浜市立大学附属病院
			●	横浜市立大学附属市民総合医療センター
			●	横浜市立みなと赤十字病院
			●	済生会横浜市南部病院
			●	汐見台病院
			●	横浜南共済病院

4 「小児地域医療センター」「小児中核病院」【事務局案】

【川崎、横須賀・三浦地域】

現行の小児医療圏	小児コロナブロック	中核	地域	医療機関名
川崎北部	川崎	★	●	聖マリアンナ医科大学病院
川崎南部			●	川崎市立多摩病院
			●	帝京大学医学部附属溝口病院
			●	日本医科大学武蔵小杉病院
			●	川崎協同病院
			●	川崎市立川崎病院
三浦半島	横須賀・三浦		●	横須賀市立うわまち病院
			●	(R7.3～横須賀市立総合医療センター)
			●	横須賀共済病院

4 「小児地域医療センター」「小児中核病院」【事務局案】

【相模原・県央、湘南、県西地域】

現行の小児医療圏	小児コロナブロック	中核	地域	医療機関名
相模原	相模原・県央	★	●	北里大学病院
			●	相模原協同病院
			●	相模野病院
県央			●	相模原病院
厚木			●	大和市立病院
			●	海老名総合病院
東湘	湘南東部		●	厚木市立病院
			●	藤沢市民病院
秦野・伊勢原	湘南西部	★	●	茅ヶ崎市立病院
平塚・中郡			●	東海大学医学部附属病院
			●	伊勢原協同病院
西湘	県西		●	平塚市民病院
			●	小田原市立病院

※ 中核…小児中核病院 地域…小児地域医療センター

5 意向確認及び意見照会の結果について

① 意向確認 日本小児科学会神奈川県地方会 ⇒ 県事務局案の36病院

- 日本小児科学会神奈川県地方会から県事務局案の36病院に対して意向確認をした結果、4病院から意見があった。
- そのうち、2病院からは厚生労働省が指針で示す小児の医療体制に求められる医療機能を満たしていない等の理由から辞退等の意向を示された。

② 意見照会 神奈川小児科医会 ⇒ 郡市小児科医会

- 神奈川小児科医会から郡市小児科医会（15地域）に対して県事務局案について意見照会をした結果、2地域から意見があった。

⇒ ①病院への意向確認、②小児科医会からの意見を踏まえ、次の医療機関（34病院）を県事務局としての**最終案**とする。

6 「小児地域医療センター」「小児中核病院」【最終案】

【横浜地域】

現行の小児医療圏	小児コロナブロック	中核	地域	医療機関名
横浜北部	横浜北部	★	●	昭和大学横浜市北部病院
			●	昭和大学藤が丘病院
			●	横浜労災病院
横浜西部	横浜南部		●	済生会横浜市東部病院
			●	横浜市立市民病院
			●	聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院
横浜南部		★	●	けいゆう病院
		★	●	横浜医療センター
		★	●	県立こども医療センター
			●	横浜市立大学附属病院
			●	横浜市立大学附属市民総合医療センター
			●	横浜市立みなと赤十字病院
			●	済生会横浜市南部病院
			●	横浜南共済病院

6 「小児地域医療センター」「小児中核病院」【最終案】

【川崎、横須賀・三浦地域】

現行の小児医療圏	小児コロナブロック	中核	地域	医療機関名
川崎北部	川崎	★	●	聖マリアンナ医科大学病院
川崎南部			●	川崎市立多摩病院
			●	帝京大学医学部附属溝口病院
			●	日本医科大学武蔵小杉病院
			●	川崎協同病院
			●	川崎市立川崎病院
三浦半島	横須賀・三浦		●	横須賀市立うわまち病院
			●	(R7.3～横須賀市立総合医療センター)
			●	横須賀共済病院

6 「小児地域医療センター」「小児中核病院」【最終案】

【相模原・県央、湘南、県西地域】

現行の小児医療圏	小児コロナブロック	中核	地域	医療機関名
相模原	相模原・県央	★	●	北里大学病院
				相模原協同病院
				相模原病院
県央	湘南東部		●	大和市立病院
				海老名総合病院
厚木				厚木市立病院
東湘	湘南西部	★	●	藤沢市民病院
				茅ヶ崎市立病院
				東海大学医学部付属病院
秦野・伊勢原	県西		●	伊勢原協同病院
平塚・中郡				平塚市民病院
西湘				小田原市立病院

※ 中核…小児中核病院 地域…小児地域医療センター

7 ご意見をいただきたい事項

- ① 病院への意向確認（36病院）
- ② 地域の実情を考慮した各地域の小児科医会からの意見（15地域）



上記の結果を踏まえて…

県事務局案「36病院」のうち、辞退等の意向があった「2病院」を除く「34病院」（最終案）を**本県における「小児地域医療センター」及び「小児中核病院」として位置付けることとしてよい**か。

説明は以上です。